

京田辺市公営企業告示 30号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、京田辺市上下水道事業が発注する物品の購入、役務の提供等（以下「物品・役務等」という。）に係る令和8・9年度の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に追加で参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請時期、方法等について次のとおり定めたので、同令第167条の5第2項の規定により告示する。

令和7年10月17日

京田辺市公営企業管理者職務代理者

上下水道部長 上杉 直彦



令和8・9年度京田辺市上下水道事業の物品・役務等に係る競争入札追加参加資格及びその資格審査の申請時期、方法等については、物品・役務等に係る競争入札追加参加資格及びその資格審査の申請時期、方法等について（令和7年京田辺市告示第397号）による。